

介護老人保健施設 青葉の丘

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団白寿会が開設する介護老人保健施設青葉の丘（以下「事業所」という。）において実施する通所リハビリテーション事業及び介護予防通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 事業の実施に当たっては、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業の実施に当たっては、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画（以下「通所リハビリテーション計画等」という。）に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 4 事業の実施に当たっては、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 事業の実施に当たっては、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 事業の実施に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施する。
- 7 事業の実施に当たっては、自ら自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 施設名……………介護老人保健施設 青葉の丘
- (2) 開設年月日……………平成14年3月1日
- (3) 所在地……………神奈川県横浜市青葉区元石川町6568
- (4) 電話番号……………045-904-2255 FAX番号045-904-1511
- (5) 管理者名……………河西 紀昭
- (6) 介護保険指定番号……………介護老人保健施設(1453780012号)

(職員の職種、員数)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- 1 管理者……………1人

「単位1」

- 2 従事者
 - (1) 医師……………1人以上
 - (2) 看護職員、介護職員……………6人以上
 - (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士……………1人以上
 - (4) 管理栄養士……………1人以上

(職員の職務内容)

第6条 事業所に勤務する職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従事者に法令及びこの規定を遵守させるため必要な命令を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション計画等に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画等に基づく介護を行う。
- (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施指導を行う。
- (6) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(営業日・営業時間及びサービス提供日・サービス提供時間)

第7条 事業所の営業日・営業時間及びサービス提供日・サービス提供時間は以下のとおりとする。

- (1) 単位1は日曜日を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日及び、サービス提供日とする。
- (2) 単位1は営業日の午前08時30分から午後17時30分までを営業時間とする。
- (3) 単位1は午前10時10分から午後16時15分までをサービス提供時間とする。

(利用定員)

- 第8条 通所リハビリテーション等の総利用定員数は、30人とする。(単位1 30人)
- 2 介護予防通所リハビリテーションの利用定員は7人までとする。

(事業の内容)

- 第9条 通所リハビリテーション等は、(介護予防に当たっては介護予防に資するよう、) 医師、理学療法士等によって作成される通所リハビリテーション計画等及びリハビリテーション実施計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行う。
- 2 通所リハビリテーション計画等に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション計画等に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション計画等に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(通所リハビリテーション等の利用料)

- 第10条 通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その額の1割、2割又は3割とする。
- 2 食費、日用生活品費、教養娯楽費、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

- 第11条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。
- ・神奈川県横浜市青葉区 鉄町、すすき野、大場町、あざみ野南、美しが丘、美しが丘西、荇田北、荇子田、黒須田、新石川、元石川町、みすずが丘、あざみ野、もみの木台、市ヶ尾町の一部
 - ・神奈川県川崎市麻生区 虹ヶ丘、王禅寺西、王禅寺東
 - ・神奈川県川崎市宮前区 水沢、犬蔵、鷺沼、南平台、日幡台、土橋5~7丁目、菅生3~6丁目

(身体拘束等)

- 第12条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急をやむを得なかった理由を診療録に記載する。
- 2 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

- 第13条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果についても従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第14条 事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第15条 事業所の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取することとする。
- ・ 食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第9条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 飲酒・喫煙…………… 禁止
- ・ 火気の取扱いは、…………… 禁止
- ・ 設備・備品の利用は、…………… 可
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、…………… 別紙参照
- ・ 金銭・貴重品の管理は、…………… 自己管理とする。
- ・ 通所リハビリテーション等利用中の医療機関での受診は、…………… 禁止
- ・ 宗教活動は、…………… 禁止
- ・ ペットの持ち込みは、…………… 禁止
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事務部職員を充てる。
- (2) 防火責任者及び火元責任者には、各フロア一担当者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従事者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育内容は、概ね次に挙げるものとする。消防計画について・従事者が守るべき事項・火災発生時及び地震発生時の対応について・その他火災予防上必要な事項について、採用時及び、年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 総合訓練を含めた、消火訓練年2回以上、避難訓練年2回以上、通報訓練年1回以上、総合訓練は、努めて夜間火災を想定した内容または、大規模地震を想定した内容を加味するものとする。
 - ③ 内1回以上は利用者を含めた訓練とする。

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(業務継続計画の策定等)

- 第17条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(緊急時等における対応方法)

- 第18条 事業所の職員は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
 - 3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第19条 事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 事業者は、サービス提供中に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
 - 4 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情に対する対応方針)

- 第20条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。
- 2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(職員の服務規律)

- 第21条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則を守り、個人情報保護を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保・従事者の研修)

第22条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第23条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団介護老人保健施設白寿会青葉の丘の就業規則による。

(職員の健康管理)

第24条 職員は、事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第25条 利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）を概ね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

(個人情報の保護及び守秘義務)

第25条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(記録の整備)

第26条 従業者、事業所及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、当該サービスの提供終了した日から5年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第27条 事業所は、従事者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。またふた月に1回施設内研修の場を設け職員全体の共通認識を深めることに努力する。

- 2 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。
- 3 運営規程の概要、事業所の職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示する。
- 4 通所リハビリテーション等に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団白寿会介護老人保健施設青葉の丘の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 15 年 10 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 16 年 10 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 17 年 5 月 10 日より施行する。

この運営規程は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 20 年 5 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 24 年 3 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 1 年 10 月 1 日より施行する。

この運営規定は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規定は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。